

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という。)に基づき全国一律の規制が行われているが、本県では、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、法の規制対象以外の事業場を対象に独自の規制基準等を設定し、排出水の濃度規制や地下浸透規制を行っているところである。

国は、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウム及びその化合物(以下、「カドミウム」という。)について、平成 23 年 10 月に環境基準値の見直しを行った。また、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提とし、平成 26 年 11 月に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、カドミウムの排水基準が変更された。

これを受け、法の規制対象以外の事業場を対象にした独自の規制基準を定める、香川県生活環境の保全に関する条例(昭和 46 年香川県条例第 1 号)(以下、「条例」という。)の施行規則改正を検討している。

1 国(環境省)の動向

平成 23 年 10 月 27 日に、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康を保護に関する環境基準の項目であるカドミウムについて、新たな知見を踏まえ環境基準値の見直しを行った。

表 1 カドミウムに係る環境基準の見直し(平成 23 年 10 月)

	改正後	改正前
水質環境基準	0.003 mg/L	0.01 mg/L
地下水環境基準	0.003 mg/L	0.01 mg/L

このような状況を踏まえ、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提として、平成 26 年 11 月に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、カドミウムの排水基準が変更された。(併せて、カドミウムの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準も変更された。)

表 2 カドミウムに係る排水基準の改正(平成 26 年 11 月)

	改正後	改正前
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.1 mg/L

※改正の考え方：現行のとおり、環境基準の 10 倍値

2 本県における公共用水域の状況

本県では、平成 21 年度から平成 25 年度に実施した公共用水域の水質調査の結果、カドミウムの環境基準の超過はない。

表 3 公共用水域のカドミウムに係る調査結果(H21～25)

年度	検出件数/測定地点数		検出範囲 (mg/L)	基準値超過 地点数	環境基準 (mg/L)
	河川	海域			
H21	0/19	0/10	<0.001	0	0.01
H22	0/17	0/10	<0.001	0	
H23	0/17	0/10	<0.001	0	0.003
H24	0/17	0/10	<0.0003 (一部 <0.001)	0	
H25	0/17	0/10	<0.0003	0	

3 本県条例における排水規制等の考え方

(1) 本県条例における排水規制

条例は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場(以下、「汚水等排出工場等」という。)及び、人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質(以下、「汚水等有害物質」という。)を定め、排水基準を設定するとともに地下への浸透を規制している。この排水基準は、水濁法と同じ項目ごとに同じ値を設定している。

(2) 排水基準

本県では前述のとおり、県内の公共用水域においてカドミウムは環境基準を満足しており、水濁法より厳しい排水基準値を設定する必要はないと考えられるため、水濁法と同等の排水基準値を適用させることが適当であると考え。また、経過措置についても水濁法を準用し、既存の汚水等排出工場等に対しては、改正条例施行規則の施行後 6 月間はカドミウムに係る排水基準を適用しない措置を講ずることとする。

(3) 暫定排水基準

国は、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を行い、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種ごとに定め、将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととして暫定排水基準及びその適用期間を設定している。

本県においても、改正後のカドミウムの排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種に対しては法と同等の暫定排水基準を設定することとする。

4 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正について

3に示す考え方により、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和 49 年香川県規則第 42 号)を新旧対照表(別添資料)のとおり改正する。

5 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正のスケジュール

公布 : 平成 27 年 3 月末

施行 : 平成 27 年 4 月 1 日

参考資料

【物質に関する情報】

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(答申)(平成 26 年 9 月:中央環境審議会)から抜粋。

化学物質名	カドミウム及びその化合物
人への健康影響	カドミウムは、人体にとって有害な重金属で、長期間の暴露により腎臓、肺、肝臓に障害を生じることで知られている。特にカルシウム代謝を阻害し、栄養上の欠落等の要因と複合して骨粗鬆症、骨軟化症を発症させる可能性が指摘されている。
主な用途	ニッケル-カドミウム電池、顔料、合金・接点材料、メッキ、塩ビ安定剤などがある。ニッケル-カドミウム電池は、現在ニッケル-水素電池やリチウムイオン電池に置き換えが進んでおり、合金・接点材料、メッキ、塩ビ安定剤は、代替品への転換が進み使用量は減少している。

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第10（第23条関係）		別表第10（第23条関係）	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム
略		略	
備考		備考	
略		略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する汚水等排出工場等（香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する汚水等排出工場等をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水水」という。）の同項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この規則の施行の日から3年間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第23条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 この規則の施行の際現に設置されている条例第2条第8項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する汚水等排出工場等の排水水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則第23条及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	1リットルにつきカドミウム0.09ミリグラム
	非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
備考		
中欄に掲げる業種に属する汚水等排出工場等が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第10又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該汚水等排出工場等に係る排水水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。		